

2024年7月23日

## 当社本館が「登録有形文化財（建造物）」に内定しました

令和6年7月19日（金）に開催された文化審議会にて、当社本館が「登録有形文化財（建造物）」として登録されるよう文部科学大臣に答申されました。

「登録有形文化財」は、地域に親しまれている建物や時代の特色をよく表わしたもので、再び造ることができないものを、地域の資産として守り、活かすための制度です。建造物に関しては、50年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものが文化財として登録されております。

本館は1925（大正14）年に建てられ、約100年に渡り事務所として使用されてきました。

今回登録に至った理由としては、佐賀の電気産業の発展を伝える象徴的な事務所建築として、国土の歴史的景観に寄与すると認められたことが主な要因です。

今後は見学会の開催等を検討しており、より皆様に親しみやすい建物を目指して参ります。

